

令和3年11月18日

まちづくり委員会資料

川崎市緑化指針の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

1. 川崎市緑化指針（以下、「緑化指針」という。）の概要

(1) 目的

住宅や事業所の周辺環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理を推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与すること

(2) 位置づけ

「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共公益施設などの設置に伴う緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドライン

(3) これまでの経過

平成 8年 4月 共同住宅や事業所、公共公益施設の建設時に敷地内の緑化や公園等の整備についての技術基準として策定

平成12年12月 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の制定に伴い改正

平成16年 1月 「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の制定に伴い改正

(4) 構成

<総論編>…市域緑化の基本的な考え方等の緑化方針

<計画・設計編><施工編><維持管理編>…計画・設計、施工、維持管理の各段階における技術基準

2. 緑化指針一部改正に向けた背景

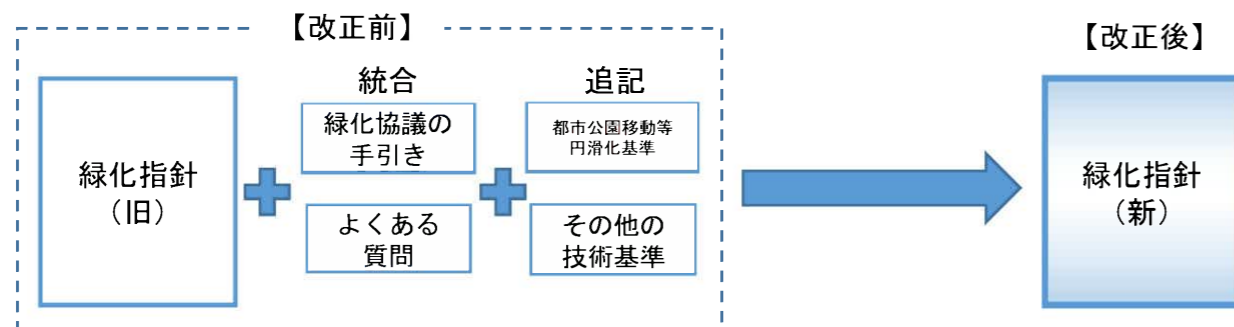
緑化指針に基づき、共同住宅の建築時等における事業者への緑化協議等を行っている一方で、都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）や、環境配慮（外来種への対応、照明のLED化等）に関する内容が記載されていないため、緑化指針への追記が必要となっています。

また、緑化指針の他に協議の手引き等があり、複数の図書を確認しなければならない状況となっていることから、手引き等の統合が必要となっています。

3. 緑化指針一部改正の主旨

(1) 技術基準の統合・追記

- ・緑化協議における基準の解説や必要な手続き等を示した「緑化協議の手引き」の内容、ホームページで公表している「緑化協議よくある質問」の内容等、緑化指針以外の手引き等を、緑化指針に統合
- ・都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）や環境配慮に関する内容を追記



(2) 必要な手続きや指導内容の明確化

- ・緑化協議及び公園協議の際に必要な手続きの明確化
- ・説明用イラストの追加・更新→指導内容の明確化

4. 緑化指針一部改正の概要

(1) 全体構成の再編

<計画・設計編>のうち、「VI 緑の量的水準」及び「VII 提供公園・緑地の配置等の留意事項」の内容を見直し、<緑化協議編>、<公園協議編>へ再編します。

緑化指針の構成 新旧対照表

改正後	改正前
<総論編>	<総論編>
<計画・設計編>	<計画・設計編>
<緑化協議編>	
<公園協議編>	
<施工編>	<施工編>
<維持管理編>	<維持管理編>

(2) 主な改正内容

<緑化協議編>

- ・緑化指針以外の技術基準の内容を追記（緑化協議の手引き掲載内容、臨海部における緑化指導基準、よくある質問等）
- ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）及び農地の営農環境に対する取扱基準で定める樹木等の植栽を行わない旨を明記
- ・説明用のイラストを追加・更新

<公園協議編>

- ・事前相談から公園施設の引継ぎまでに必要な手続き等を明記
- ・川崎市都市公園条例で定める都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）を追記
- ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）及び農地の営農環境に対する取扱基準で定める樹木等の植栽を行わない旨を明記
- ・提供緑地の設置基準の内容を追記
- ・説明用のイラストを追加・更新

5. 今後のスケジュール

令和3年	11月26日～	パブリックコメント実施（30日間）
	12月25日	
令和4年	2月	まちづくり委員会（パブリックコメント結果報告）
		緑化指針 一部改正
	4月	緑化指針 施行

川崎市緑化指針の一部改正について

御意見をお寄せください

本市では、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成するため、具体的・技術的なガイドラインとして「川崎市緑化指針」を定め、全市的な緑の水準の向上を推進しています。

このたび、都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）や環境配慮に関する内容の追記等を行い、より分かりやすい指導基準とするため、川崎市緑化指針の一部改正案を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集致します。

1 意見募集の期間

令和3年11月26日（金）～令和3年12月25日（土）

※郵送の場合は、12月25日（土）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3973

（川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課）

(3) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、

各区役所道路公園センター、川崎市ホームページ、

建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

電話：044（200）2391 FAX番号：044（200）3973

E-mail: 53mikyo@city.kawasaki.jp

川崎市緑化指針改正 目次 新旧対照表

改正後	改正前
<p>はじめに 緑化指針の構成 ＜ 総論編 ＞ I 川崎市緑化指針の目的・ 位置づけと対象 1 策定の目的 2 位置づけ 3 対 象 再掲部分の修正 II 緑化及び緑化事業の手順 1 緑化の手順と本指針の対応 2 緑化事業の手順 再掲部分の修正 III 緑の現況と緑化方針 ＜ 計画・設計編 ＞ I 市域緑化の基本的な考え方 II 施設ごとの緑化指針 1 公園の緑化 2 学校の緑化 3 公共公益施設の緑化 4 道路の緑化 5 住宅地の緑化 6 事業所の緑化 III 緑化の手法 1 テーマ別にみた緑化の手法 2 部位別にみた緑化の手法 IV 緑化樹木の植栽標準 1 緑化樹木の規格 再掲部分の修正 2 緑化樹種 再掲部分の修正 V 自然的環境保全配慮 1 自然的環境保全配慮 2 対象となる事業 3 自然的環境保全配慮事項 4 自然的環境保全配慮事項の考え方</p>	<p>はじめに 緑化指針の構成 ＜ 総論編 ＞ I 川崎市緑化指針の目的・ 位置づけと対象 1 策定の目的 2 位置づけ 3 対 象 II 緑化及び緑化事業の手順 1 緑化の手順と本指針の対応 2 緑化事業の手順 III 緑の現況と緑化方針 ＜ 計画・設計編 ＞ I 市域緑化の基本的な考え方 II 施設ごとの緑化指針 1 公園の緑化 2 学校の緑化 3 公共公益施設の緑化 4 道路の緑化 5 住宅地の緑化 6 事業所の緑化 III 緑化の手法 1 テーマ別にみた緑化の手法 2 部位別にみた緑化の手法 IV 緑化樹木の植栽標準 1 緑化樹木の規格 2 緑化樹種 V 自然的環境保全配慮 1 自然的環境保全配慮 2 対象となる事業 3 自然的環境保全配慮事項 4 自然的環境保全配慮事項の考え方</p>

<p>< 緑化協議編 ></p> <p>I 緑化協議の目的、対象及び手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑化協議の目的 2 対象となる事業と 確保すべき緑化面積率 3 緑化協議の手順 <p>II 緑化協議における技術基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 植栽基準と計算方法 2 緑化地について 3 保全される緑地 4 多様な緑化手法 5 臨海部の特例 <p>III 用語の定義と解説</p>	<p>VI 緑の量的水準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 確保すべき緑化面積率 2 緑化面積の考え方 <p><計画・設計編> VI 緑の量的水準 の内容に追記・修正を行い、 緑化協議編として新設</p>
<p>< 公園協議編 ></p> <p>I 事前相談から供用開始までの 手続全体の流れ</p> <p>II 公園等の配置基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公園等の種類と設置数 2 公園等の配置 3 敷地の形状、勾配 4 道路、隣地との関係 <p>III 公園等の設計及び施工指針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公園 2 緑地 3 ポケットパーク 4 広場公園 <p>IV 公園等植栽樹木等標準例 (参考資料)</p>	<p>VII 提供公園・緑地の配置等の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住区基幹公園 2 緑地 3 ポケットパーク <p><計画・設計編> VII 提供公園・緑地の配置等の留意事項 の内容に追記・修正を行い、 公園協議編として新設</p>
<p>< 施工編 ></p> <p><u>IV 公園施設標準図 (削除)</u></p>	<p>< 施工編 ></p> <p>IV 公園施設標準図</p>
<p>< 維持管理編 ></p> <p>参 考 資 料</p> <p>変更なし</p>	<p>< 維持管理編 ></p> <p>参 考 資 料</p>